

事項	実施内容	実施状況	実施月等
<p>1 国民健康保険税収納率向上対策の推進</p>			
<p>(1) 口座振替の推進</p>	<p>令和3年10月から口座振替の原則化を通知する他、国民健康保険税納税通知書、短期被保険者証予告通知、督促状に口座振替の推奨を記載する。窓口での口座振替依頼書の配布、キャッシュカードの読み取り(ペイジー)による口座振替の申込み受付をし、口座振替の推進を図る。</p>	<p>口座振替を原則化する旨をホームページに掲載 本算定時等の納税通知書、短期被保険者証予告通知時、督促状に口座振替の推奨を記載 窓口での口座振替依頼書の配布に加え、R4.1月よりキャッシュカードの読み取りによる口座振替の申込み受付を開始</p>	<p>R4.1月 随時 随時</p>
<p>(2) 現年度未納者対策</p>	<p>新規の滞納者を増やさないよう短期被保険者証予告や電話催告等の納付勧奨を行う。 前年度分のみの未納者に現年催告を行う。</p>	<p>短期被保険者証予告通知の発送 11月発送:96通 電話催告 現年催告</p>	<p>11月 随時 4月</p>
<p>(3) 滞納者対策</p>	<p>休日・夜間の納付相談窓口を開設し、納税相談や、納税機会の拡充を図り、納税相談に応じない者に対しては、納税課と連携し、文書催告や財産調査等の滞納処分を実施することで収納率向上を図る。 過年度滞納者については、短期被保険者証に切替え、更新時に未納状況を確認し、状況に応じた通知文を同封することで、収納率向上を図る。</p>	<p>隔月第4土曜日及び毎月末開庁日に納付相談窓口を開設 実績:19日 延べ59人 収納額1,132,900円 過年度催告書の発送 1,975 通(市税等分含む)</p>	<p>毎月 11月</p>
<p>(4) 国保税納付の広報活動</p>	<p>納付意識の高揚を図るため、国民健康保険税の納期ごとに「納期限のお知らせ」を掲載し、啓発を図る。</p>	<p>納期限ごと(第1期(7月)～第8期(2月))に「納期限のお知らせ」を「広報いんざい」へ掲載</p>	<p>R3.7～R4.2</p>
<p>(5) コンビニ・ペイジー収納</p>	<p>コンビニエンスストアやペイジー、スマートフォン決済(Paypay・LINEpay)での収納を行い、納税者の利便性を図り、収納率向上に努める。</p>	<p>コンビニエンスストアやペイジー、スマートフォンアプリ(Paypay・LINEpay)での納付に対応した収納業務を実施</p>	<p>随時</p>
<p>(6) 目標収納率</p>	<p>目標収納率(現年分)は、千葉県国民健康保険運営方針に基づき、将来的な目標として、93.02%(令和5年度)を目指す。</p>	<p>R3年度収納率(現年分) 93.34%</p>	
<p>2 適用適正化対策の推進</p>			
<p>(1) 届出遅延者に対する加入促進対策</p>	<p>広報やホームページを活用し、届出遅延者に対する加入促進の周知徹底を図る。 加入者のうち、重複加入や他の健康保険の被扶養者として認定が可能と思われる対象者について調査を行い、資格の適正化を図る。マイナンバーカードの保険証利用により医療保険の資格確認の迅速化を図る。</p>	<p>広報やホームページを活用し周知徹底を図った。 広報紙、ホームページ及びパンフレットへの掲載 オンラインで資格確認を行い資格喪失届出勧奨通知を送付、また、職権による資格喪失処理を実施</p>	<p>R3.4～R4.3 随時</p>
<p>(2) 居所不明被保険者の取扱い</p>	<p>居所不明被保険者の現地調査・実態把握を行い、市民課と連携し、長期不在住者の資格喪失処理を行う。</p>	<p>居所不明被保険者の現地調査・実態把握を行い、長期不在住者について市民課と連携し資格喪失処理を実施</p>	<p>随時</p>
<p>(3) 適正な賦課</p>	<p>市民税課と連携し適正な所得の把握に努め、所得申告の指導・助言を行い、適正な国民健康保険税の賦課を行う。</p>	<p>市民税課と連携した所得把握を行った。</p>	<p>随時</p>
<p>3 医療費適正化対策の推進</p>			
<p>(1) レセプト点検の充実</p>	<p>レセプト点検業務の強化を図るため、診療内容の点検、資格、請求点数、給付発生原因等の点検を行う。 過誤、再審査、他受診の各リストに基づく点検及び業者委託による縦覧点検を実施し、委託業者点検員と連携をとりながら、効果的な点検に努める。</p>	<p>医師、歯科、調剤レセプトについて、委託業者により、毎月・横覧・3ヶ月縦覧の内容点検を実施 柔道整復師施術・あはきの療養費は、毎月点検を実施 ・レセプト点検 315,924件 ・療養費点検 4,060件</p>	<p>R3.6 R3.9 R3.12 R4.2</p>
<p>(2) 保健事業の充実</p>	<p>被保険者の健康の保持増進のために健康増進課と連携を図り ア.特定健康診査・特定保健指導 40歳以上75歳未満を対象に生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームとその予備群を早期に発見し、その健診結果に従い、生活習慣予防に重点を置いた効果的な保健指導を実施する。 イ.人間ドック・脳ドック受検費用補助 補助率…受検費用の1/2補助(限度額:人間ドック3万円、脳ドック2万円) ウ.データヘルス計画に基づく保健事業 レセプト・特定健診データを活用して加入者の健康課題を分析し、データ分析に基づく保健事業を実施する。</p>	<p>ア.特定健康診査・特定保健指導 40歳以上75歳未満を対象に生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームとその予備群を早期に発見し、その健診結果に従い、生活習慣予防に重点を置いた効果的な保健指導を実施 ・特定健康診査 4,972人 ・特定保健指導実施者数 138人 イ.人間ドック・脳ドック受検費用補助 受検費用の1/2を補助している。 (限度額:人間ドック3万円、脳ドック2万円) ・人間ドック 948件 23,550,100円 ・脳ドック 230件 3,681,200円 ウ.データヘルス計画に基づく保健事業 レセプト・特定健診データを活用して加入者の健康課題を分析し、データ分析に基づく保健事業を実施 ・特定健康診査未受診者に対する受診勧奨 発送件数:1回目 9,814件、2回目 5,286件 ・特定健康診査異常値放置者に対する受診勧奨 発送件数:63件 ・生活習慣病治療中断者に対する受診勧奨 発送件数:42件 ・複数の医療機関から内服薬が処方されている者に対する服薬情報通知 発送件数:333件</p>	<p>健診 R3.6～R4.1 指導 R3.5～R4.3 随時</p>
<p>(3) 後発医薬品(ジェネリック)の使用促進</p>	<p>後発医薬品利用差額通知などを行うことにより、後発医薬品への切り替えを促進し、医療費の適正化を図る</p>	<p>後発医薬品希望カードを作成して被保険者証とあわせ配布するほか、後発医薬品への切替えたを行った場合に薬代が月200円以上軽減されると見込まれる被保険者に対し利用差額通知を送付する。 ジェネリック通知数 1,859人 切替人数 232人(普及率 81.4%) 効果額 1,040,674円</p>	<p>R3.7 R3.11 R4.3</p>